

旗の台駅周辺地区バリアフリー計画の策定について

1. 計画の概要について

(1) 計画策定の背景・目的

区ではこれまで、高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、平成20年3月に「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、ハードとソフトの両面から様々なバリアフリー化の取り組みを進めてきた。

さらに今後も高齢化が進むことや、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に国際都市として発展することなどを見据え、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進するため、東急大井町線と池上線が結節し、区内有数の医療機関、教育施設、障害者福祉施設などが集積する旗の台駅周辺地区にバリアフリー計画を策定した。

(2) 基本目標

『すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現』

(3) 基本方針

- ・区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取り組みの推進
- ・区民・事業者等との協働による取り組みの推進
- ・心のバリアフリーの推進

2. パブリックコメントの実施結果について

(1) 実施期間 平成29年4月1日（土）から 平成29年5月1日（月）まで

(2) 実施方法 広報しながわ4月1日号掲載および同日区ホームページにより周知
期限までに意見、住所、氏名、電話番号を記入し、都市計画課へ郵送、FAXもしくは持参。（区ホームページの応募フォームも利用可）

(3) 資料設置場所 都市計画課、区政資料コーナー、福祉計画課、荏原第二地域センター、荏原第四地域センター、旗の台文化センター、旗の台児童センター、旗の台シルバーセンター、心身障害者福祉会館の計9箇所

(4) 意見等 6通11件の意見が寄せられた
意見の要約ならびに区の考えについては、別紙1、『パブリックコメントの意見（要約）と区の考え』参照

3. 今後の予定について

- ・8月の広報しながら、区ホームページにより周知・広報

以上

パブリックコメントの意見（要約）と区の考え

No	パブリックコメントの意見（要約）	区の考え
1	旗の台駅周辺地区は大学病院や交通の要所として適切な選定であるが、区内にはこの他にも計画を策定すべき地区があるのではないかと。区全体を俯瞰して偏りのないよう十分に考慮してほしい。	平成 26 年度策定の「大井町駅周辺地区」や本計画に基づく「旗の台駅周辺地区」の取組状況や効果等を踏まえつつ、区内のバリアフリー化の推進を進めてまいります。
2	計画を立てるだけではなく、その後の評価や見直しもしっかりやってほしい。例えば、大井町駅周辺地区ではすでにバリアフリー計画が作られているが、JR 大井町駅西口改札内のバリアフリールートが確立されていない。	計画に基づく事業等を確実に推進していくよう、JR 大井町駅西口のバリアフリールートにつきましては、大井町バリアフリー計画の事業としており、関係機関と連携を図りながら今後も引き続き計画を進めてまいります。
3	バリアフリーの基礎は、心のバリアフリーだと思う。短期目標の道路については、みんなの交通法規の理解による協力が必要である。通行法規の再認識を指導する必要があると思う。 たとえば、真ん中に白線を引いて右側通行するように一定期間誘導するのはどうか。	本計画中においても「自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施」（p.33）、「ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座の推進」（p.35）「道路の不正使用対策の推進」（p.36）を記載しており、関係機関と連携を図り、取り組んで参ります。
4	池上線の線路を挟んだ道路部分の勾配がきつく、高齢者や車いす・ベビーカー等を使う人に優しくないのでは、改善していただきたい。	ご意見として承ります。また、鉄道事業者へご意見をお伝えします。
5	区道 6 の池上線から南側部分の道路が狭く、車が通る際、歩行者とのすれ違いが安全とは言えないため、道路の幅を広げて、歩道と車道の区切りをはっきりしていただきたい。	ご意見として承ります。
6	旗の台駅東口前にある大きな民間駐車場スペースに、区の施設（図書館や運動施設、駅前駐輪場、駐車場、地域センターなど）を集約する施設を建てるのはどうか。駅の近くに公共施設が集約されていれば、とても便利でコミュニティも生まれるのでは。	ご意見として承ります。

No	パブリックコメントの意見（要約）	区の考え
7	看板や商品で道路を占有＝専有している状況を解消させて道路を広げていただきたい。道路の機能を果たせる状況にしてほしい。	本計画中においても「看板や商品等の道路上へのはみ出しへの指導」（p.33）や「道路の不正使用対策の推進」（p.36）を記載しており、関係機関と連携を図りながら取り組んで参ります。
8	旗の台駅東口から荏原町の方へ行こうとする踏切は、道路より狭い為に、舗装外の砂利の上を歩くような形になっている。もっと道幅を広げてほしい。	ご意見として承ります。また、鉄道事業者へご意見をお伝えします。
9	区道 6 の旗の台東口踏切（池上線）は中原街道側と三間道路側の両方向から上りとなっている。特に、三間道路側はきつい上りである。また、旗の台 3 丁目側の線路に沿った道からは非常に急勾配である。車いすや足の不自由な方にとって危険である。一般の人でも雨や雪の日には注意が必要な状況であり対応していただきたい。	
10	区道 6 の中原街道入口から三間道路まで、平日の昼 1 時間と夕方 2 時間が車輛通行止めとなっているが、途中の脇道や駐車場からは自由に入出りできる状態である。放置自転車があり、子供たちの通学時間にもあたり、車輛が通行するのは危険な状態である。車輛通行止めの時間帯は車輛が入ってこられないような対策をお願いしたい。	警察署へご意見をお伝えします。
11	池上線旗の台駅前後の駅は地下駅になっている。旗の台駅も地下駅にし、地上に駐輪場や自由通路のスペースを取っていただきたい。	鉄道事業者へご意見をお伝えします。

品川区 旗の台駅周辺地区バリアフリー計画

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 バリアフリーに関する動向	1
(1) 国におけるバリアフリーに関する動き	1
(2) 東京都におけるバリアフリーに関する動き	2
(3) 品川区におけるバリアフリーに関する取組状況	3
2 品川区におけるバリアフリー計画の趣旨	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 基本目標と基本方針	6
(3) 計画で定める事項	8
(4) 品川区におけるバリアフリー計画の今後の展望	8
第2章 重点整備地区（旗の台駅周辺地区）の設定	9
1 旗の台駅周辺の概況	9
(1) 位置と特性	9
(2) 公共交通機関（鉄道）	9
(3) 駅周辺の人口	10
2 重点整備地区の設定	11
(1) 重点整備地区とは	11
(2) 旗の台駅周辺地区の選定理由	11
(3) 重点整備地区の設定	13
1) 設定の流れ	13
2) 生活関連施設の設定	14
3) 生活関連経路の設定	15
4) 重点整備地区の区域の設定	15
3 重点整備地区のバリアフリー化の現状	17
(1) 生活関連施設のバリアフリー化の現状	17
(2) 生活関連経路のバリアフリー化の現状	19
(3) まち歩き点検調査から見たバリアフリー化の現状	20
第3章 重点整備地区の整備方針	25
1 整備方針	25
(1) 生活関連施設の整備方針	25
(2) 生活関連経路の整備方針	26
(3) 心のバリアフリーの取組方針	26
2 目標年次	27
3 特定事業とその他の事業	28
(1) 公共交通特定事業	28
(2) 道路特定事業	29

(3) 都市公園特定事業	30
(4) 建築物特定事業	31
(5) 交通安全特定事業	33
(6) その他の事業	33
4 ソフト施策	34
(1) 人材育成と啓発活動の推進	35
(2) 地域が一体となったマナーの向上	36
(3) 商店街における「おもてなしサービス」の取り組みの推進	36
(4) バリアフリーに関する情報の提供	37
(5) その他の取り組み	37
5 事業等の推進に向けて	39

はじめに

我が国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進み、平成29年1月1日現在、人口約1億2,686万人に対し、高齢者人口約3,471万人で、高齢化率は27.4%と4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。今後も高齢化が一層進展することにより、まちなかでの移動に制約がある人が増えることが予測されるなか、ノーマライゼーション理念に基づくまちづくりの重要性が高まっています。

国においては、平成18年に制定した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、だれもが利用しやすく、移動しやすいバリアフリーのまちづくりのための取り組みが進められています。

品川区においても、高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、平成9年3月に「品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画（以下、推進計画）」を策定し、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化、やさしいまちガイドマップなどの作成に取り組むとともに、中延複合施設周辺地区や都南病院跡地周辺地区での当事者参加による面的なバリアフリー環境の整備などにも力を入れてきました。

平成20年3月には、推進計画の改定版である「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、バリアフリーの考え方より一歩先となるユニバーサルデザインの考え方のもと、すべての人ができる限り快適で安全・安心に過ごせるやさしいまちづくりに必要な取り組みをハード及びソフトの両面から進めており、平成27年3月には大井町駅周辺を重点整備地区に設定した「品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画」を策定しました。

平成29年1月1日現在、品川区の人口は38万2,761人であるのに対し、高齢者人口は8万836人で、高齢化率が21.1%と、全国平均よりは緩やかなものの、急速な高齢化が進んでおり、今後も、団塊世代の高齢化などにより高齢者数が増加するほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯についても増加が見込まれています。

また、区内の乳幼児人口についても年々増加しており、区では『誰もが安心して生み育てることができる子育て環境をつくる』を区の大きな施策の一つとしています。

さらには、羽田空港のさらなる国際化や新幹線の品川駅開業、品川駅のリニア中央新幹線始発駅決定（平成39年開業予定）などをきっかけに、品川区は東京の表玄関としての国際都市をめざしており、品川駅周辺でのまちづくりの機運も高まっています。また、2020年（平成32年）にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、今後ますますさまざまな方が品川区を訪れることが予測されるなか、より一層のバリアフリー化の推進さらにはユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

第1章 計画の策定にあたって

1 バリアフリーに関する動向

(1) 国におけるバリアフリーに関する動き

1) バリアフリーに関する法整備等の取組状況

国は、下表に示すように「障害者基本法」を皮切りにバリアフリーに関する法整備等を進めてきました。平成18年には、これまで建物分野と交通分野に分かれていた法律を統合した法律（通称：バリアフリー法）が制定されました。平成28年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。

年次	法整備等の取組状況
1970 (S45)	「障害者基本法」制定
1983 (S58)	「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」策定
1991 (H3)	「鉄道駅におけるエレベーター及びエスカレーター整備指針」策定
1994 (H6)	「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者のための施設整備ガイドライン」策定
1994 (H6)	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」制定
2000 (H12)	「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」制定
2001 (H13)	「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」策定
2005 (H17)	「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定
2006 (H18)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」制定
2011 (H23)	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」改正
2013 (H25)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」制定
2013 (H25)	「交通政策基本法」制定
2016 (H28)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行

2) バリアフリー法の趣旨

平成18年に制定されたバリアフリー法は、高齢者、障害者等の移動や施設の利用上の利便性・安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

バリアフリー法では、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

また、国民に対して、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性についての理解と協力を求めるなど、心のバリアフリーについても定められています。

(2) 東京都におけるバリアフリーに関する動き

1) バリアフリーに関する条例整備等の取組状況

都は、下表に示すように、バリアフリーに関する取り組みを進めてきました。平成7年には「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、平成15年には「建築物バリアフリー条例」が制定されました。

年 次	条例整備等の取組状況
1976 (S51)	「都立施設の障害者向け整備要綱」策定
1979 (S54)	「視覚障害者誘導ブロック設置指針」策定
1988 (S63)	「東京都における福祉のまちづくり整備指針」制定
1995 (H7)	「東京都福祉のまちづくり条例」制定
1998 (H10)	「東京都福祉のまちづくり推進計画」策定
2003 (H15)	「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)」制定
2009 (H21)	「東京都福祉のまちづくり条例」改正 ※理念をユニバーサルデザインに変更し、整備基準の遵守を義務化
2013 (H25)	都営バス全てのノンステップバス化が完了
2014 (H26)	都営地下鉄の全106駅でバリアフリー1ルート確保が完了

2) 建築物バリアフリー条例の趣旨

平成15年に制定された建築物バリアフリー条例は、バリアフリー法第14条第3項の規定により、特別特定建築物^{※1}に追加する特定建築物^{※2}その他必要な事項を定めるものです。

建築物バリアフリー条例では、下記の事項について定めています。

○**義務付け対象の拡大**：バリアフリー法で定める特別特定建築物に加え、共同住宅、学校等の特定建築物にもバリアフリー化を義務付けています。

○**対象規模の引き下げ**：バリアフリー法で定めるバリアフリー化の義務付け対象となる規模(2,000㎡)の要件を引き下げ、特別特定建築物の用途に応じて、全ての規模、500㎡以上、1,000㎡以上としています。

○**整備基準の強化**：バリアフリー法が定める建築物移動等円滑化基準に上乘せし、だれもが利用しやすい建築物に係る経路の規定を強化するとともに、ベビーチェア・ベビーベッドや授乳室といった子育て支援の整備を求めています。

¹ 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。(バリアフリー法)

² 特定建築物：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設も含む。(バリアフリー法)

3) 福祉のまちづくり条例の趣旨

平成7年に制定された福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、快適に暮らすことや訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。

建築物バリアフリー条例に比べ、対象とする建築物（特定都市施設^{※3}）の用途や規模をより広範に定めるとともに、建築物バリアフリー条例にはない整備項目を設けています。

（3）品川区におけるバリアフリーに関する取組状況

1) バリアフリーに関する事業

これまでバリアフリーやユニバーサルデザインに関わる事業を「やさしいまちづくり事業」と位置づけ、ハード・ソフトの両面から人にやさしいまちづくりを進めてきました。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や電線類の地中化、鉄道事業者の可動式ホーム柵等の設置への助成等により、だれもが利用しやすいまちなかの整備に努めており、平成26年2月、東急大井町線の下神明駅でのエレベーター供用開始により、区内40鉄道駅すべてにおけるバリアフリー化経路の1ルート確保が実現しました。

また、ソフト面においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたサイン整備や、まちなかを歩いている途中に腰をおろして休憩できる「しながわお休み石」の設置、安全な歩行空間確保のための放置自転車対策などとともに、「ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座」による区民・事業者・区職員の意識啓発を進めています。

2) バリアフリーに関する計画等

①品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱（昭和53年3月）

高齢者や障害者などを含めたすべての区民が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、福祉のまちづくりを推進することを目的として、品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱を定めています。

②品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画（平成20年3月）

高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、平成9年3月に推進計画を策定しました。

平成20年3月に計画の見直しを行い、さまざまな側面からのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組むことを示した「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定しました。

③品川区サイン基本マニュアル（平成22年3月）

ユニバーサルデザインの考え方や新しい技術・素材、景観の観点や持続可能なサインの管理などの要素を加え、「品川区街のサイン基本マニュアル」を改訂した新しい「品川区サイン基本マニュアル」を策定しました。

³ 特定都市施設：病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設のうち、東京都規則で定める種類及び規模のもの。（福祉のまちづくり条例）

④工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインガイドライン（平成 24 年度）

推進計画の重点事業である「工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインのルールづくり」のため、工事中における「歩行者（車いす利用者等を含む）」の安全を確保するために施工業者が講ずべき対応について示したガイドラインを作成しました。

⑤品川区まちづくりマスタープラン（平成 25 年 2 月）

「品川区まちづくりマスタープラン」のまちづくりの目標の一つとして「すべての人にやさしい便利で安全な交通・歩行環境の整備」を掲げ、すべての人にやさしいまちづくりをめざすことを示しています。

⑥品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画（平成 27 年 3 月）

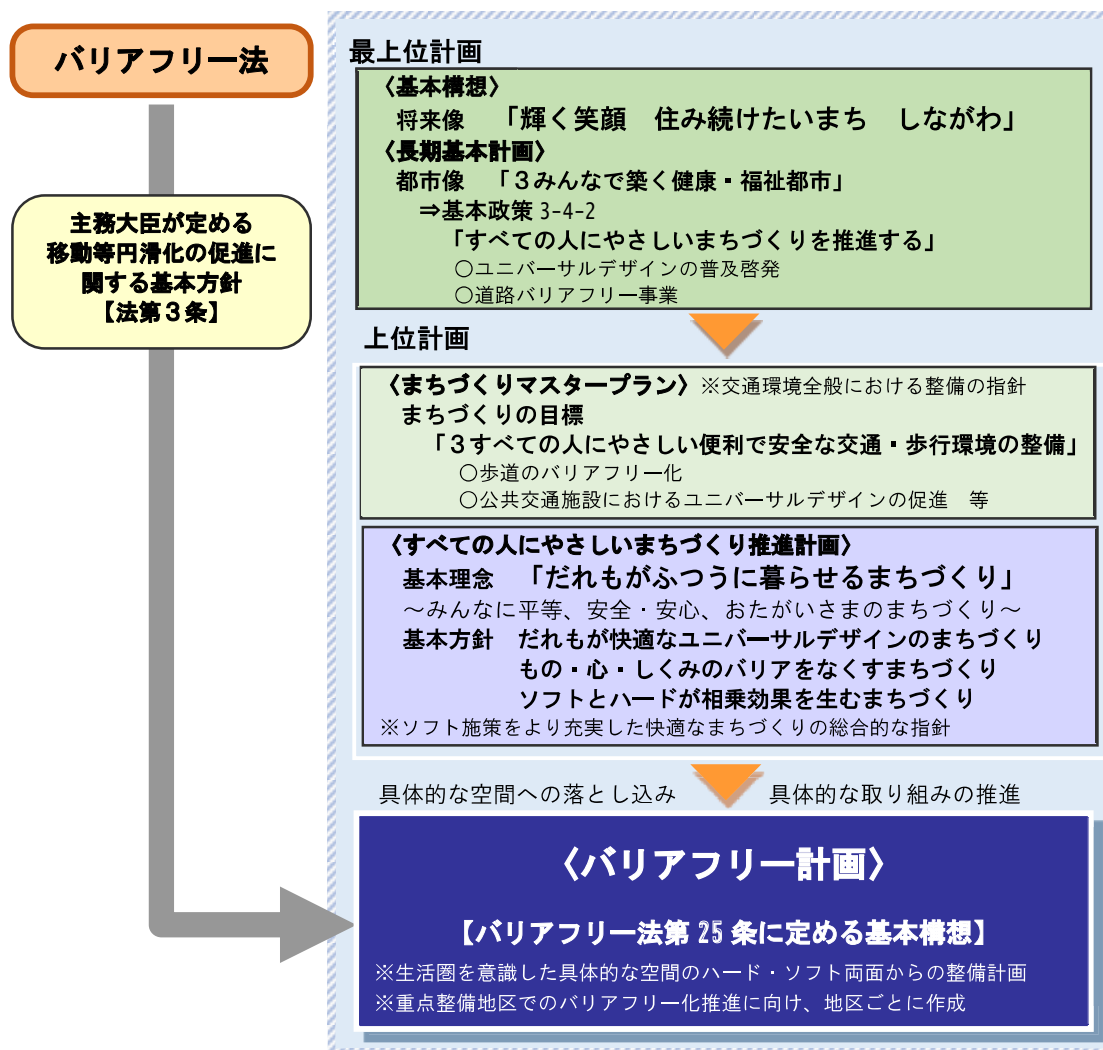
すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現に向け、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進するため、まずは都市活性化拠点の一つである大井町駅周辺を重点整備地区に設定したバリアフリー計画を策定しました。

また、このバリアフリー計画において示した特定事業の計画的かつ着実な実施に向け、平成27年12月に特定事業計画を策定しました。

2 品川区におけるバリアフリー計画の趣旨

(1) 計画の位置づけ

品川区におけるバリアフリー計画とは、区の最上位計画である基本構想・長期基本計画や、上位計画であるまちづくりマスタープランやすべての人にやさしいまちづくり推進計画に示されている内容を踏まえ、バリアフリー法第25条に定められている基本構想として、バリアフリー法第3条の「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、移動等円滑化基本方針）」に基づき策定するものです。



（２）基本目標と基本方針

バリアフリー化を進めるためには、基本構想や上位計画におけるバリアフリーに関する考え方を踏まえたうえで、区民・事業者・区などの各主体が目標を共有し、一丸となって取り組むことが必要です。

そのため、以下に示す基本目標を掲げるとともに、その目標を達成するための基本的な方針を設定します。

１）基本目標

「すべての人にやさしい

安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」

本計画では、安全で歩きやすい歩道や通路の整備、人々の生活に特に関わりの深い施設におけるユニバーサルデザインの推進、施設ごとのアクセス環境の整備、困っている人がいたら助けあえる関係性の構築などにより、徒歩や車いす、ベビーカー利用者をはじめとするすべての人にやさしい、安全で、だれもが安心して快適にゆったりと回遊できるまちなかを実現することを基本目標とします。



2) 基本方針

① 区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取り組みの推進

まずは、不特定多数の人が訪れる区内の拠点となる地区などから面的な整備を実施し、その成果や課題をフィードバックしながら、段階的・継続的に周辺地区へと取り組みを広げ、将来的には、区全域におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化により、すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかを実現することをめざします。

また、バリアフリー化を推進するとともに、新たに整備する施設等についてはユニバーサルデザインの考え方を基本とします。

② 区民・事業者等との協働による取り組みの推進

面的なバリアフリー化を進めるためには、区だけでなく、道路や公共施設を管理する国や東京都などの行政機関、民間施設の管理を行う民間事業者など、関係するすべての主体の積極的な取り組みが必要です。

また、整備された空間をすべての人が利用しやすくするためには、利用する人、一人ひとりの協力も必要になります。

そのため、区民・事業者・区・その他行政機関などのすべての主体の協働による取り組みを推進します。

③ 心のバリアフリーの推進

駅や建物、道路などのハード面のバリアフリー化をいかに進めようと、すべての人にとって完全にバリアフリーな空間を作り出すことはできません。だれもが安心して暮らせる真にバリアフリー化されたまちの実現には、その空間を利用する人々が、互いを理解し、尊重し、支えあえる関係を形成することが非常に重要となります。

そのため、区が取り組んでいる支えあいのまちづくりのための「おたがいさま運動」（p.34 参照）をさらに強化し意識啓発に努めるとともに、支えあいのまちづくりにつながる区民や事業者など各主体の自発的な取り組みを積極的に支援し、「心のバリアフリー」を推進していきます。



おたがいさま運動の普及啓発

（３）計画で定める事項

バリアフリー計画では、以下の事項を定めます。

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
2. 重点整備地区の位置・区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

（４）品川区におけるバリアフリー計画の今後の展望

基本方針①「区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取り組みの推進」に基づき、重点的にバリアフリー化を推進する地区（重点整備地区）を順次設定する地域を増やし、当該地区のバリアフリー計画を策定することで、着実なバリアフリーの推進を図ります。

平成27年3月に設定した「大井町駅周辺地区」や本計画に基づく「旗の台駅周辺地区」での取組状況や効果等を踏まえつつ、将来的には策定する地区を増やし、それぞれの地区との連携を図りながら、区全体のバリアフリー化の推進を展開させていきます。

また、策定した計画についても、必要に応じて見直しを行うことでスパイラルアップを図り、継続した取り組みを進めていきます。

第2章 重点整備地区（旗の台駅周辺地区）の設定

1 旗の台駅周辺の概況

（1）位置と特性

本地区は旗の台駅を中心とし、品川区西部に位置しています。旗の台駅周辺は路線型商店街が発達し、住商が近接した利便性の高い生活エリアが広がり、また、病院や教育施設も集積しています。

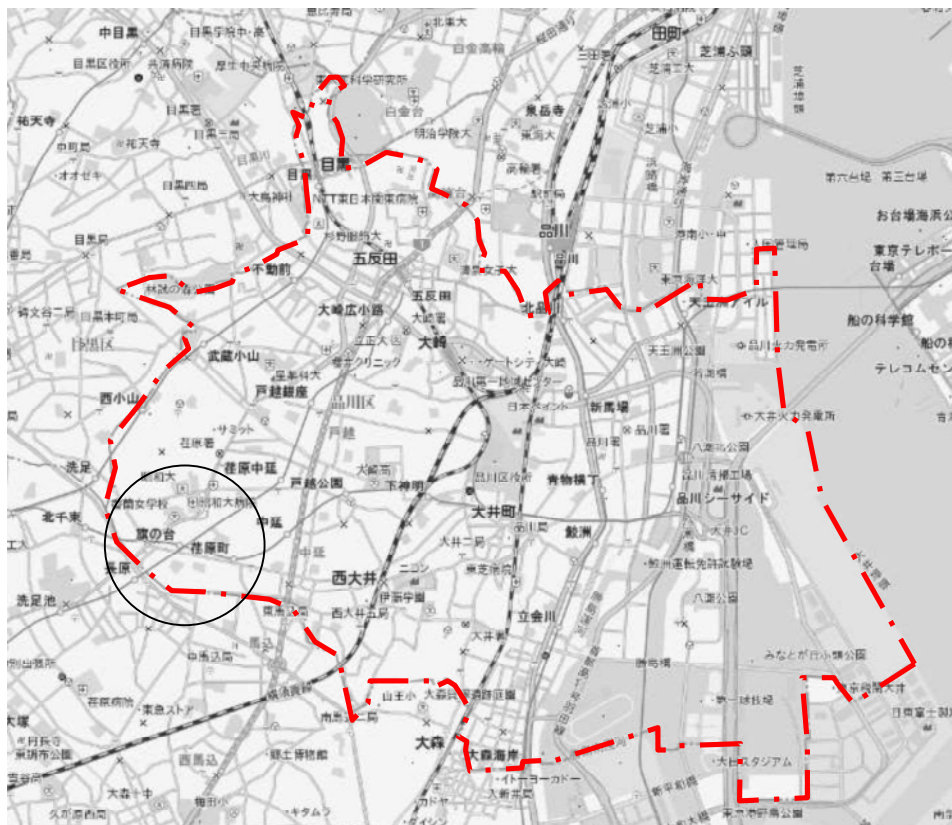


図 旗の台駅周辺（駅から半径700m）の位置

（2）公共交通機関（鉄道）

地区の中心に位置する旗の台駅は、東急池上線と東急大井町線が乗り入れています。

乗降客数（平成27年度）は東急大井町線が23,544人/日であり、東急池上線が14,535人/日で、合計38,079人/日となっています。

乗降客数の推移をみると平成27年度（38,079人/日）は、平成22年度（34,501人/日）から約10ポイント（3,578人/日）上昇しています。

また、周辺駅には、東急池上線の荏原中延駅や長原駅、東急大井町線の北千束駅や荏原町駅、東急目黒線の洗足駅や西小山駅があります。

(3) 駅周辺の人口^{※4}

1) 総人口、高齢者人口、乳幼児人口

旗の台駅周辺の推計人口^{※4}（平成 29 年 1 月 1 日時点）は、24,850 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 5,591 人、高齢化率は 22.5%となっています。高齢化率は、平成 25 年の 21.6%から 0.9 ポイント上昇しています。6 歳未満の人口は 4.7%となっており、品川区の 5.3%より 0.6 ポイント低くなっています。人口の推移をみると、平成 25 年の 23,971 人から 3.7%上昇しています。

また、品川区の高齢化率は 21.1%であり、旗の台駅周辺は 22.5%となっていて、1.4 ポイント高くなっています。

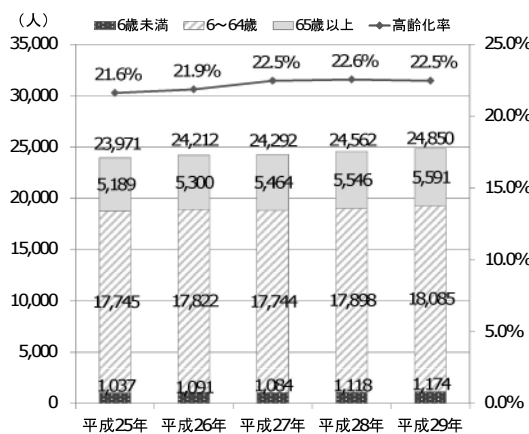


図 旗の台駅周辺の人口の推移

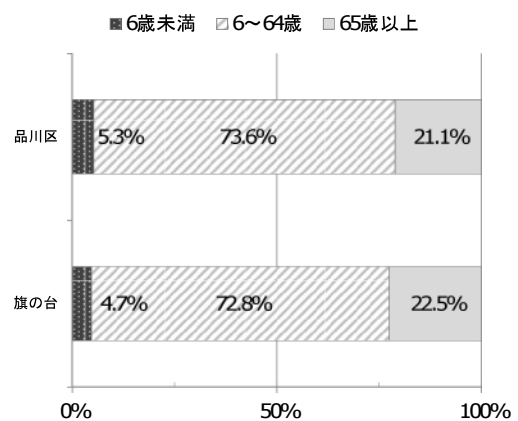


図 年齢別構成比

（人口の推移） 資料）品川区HP 住民基本台帳（各年 1 月 1 日時点）

（年齢別構成比） 資料）品川区HP 住民基本台帳（平成 29 年 1 月 1 日時点）

2) 障害者人口

旗の台駅周辺の障害者手帳及び愛の手帳の推計保有者数（平成 29 年 2 月 1 日時点）は、655 人です。旗の台駅周辺の人口の約 2.6%となっています。

資料）品川区 障害者福祉課（平成 29 年 2 月 1 日時点）

3) 外国人居住者人口

旗の台駅周辺の外国人の推計居住者数（平成 29 年 2 月 1 日時点）は、525 人です。旗の台駅周辺の人口の約 2.1%となっており、区全体の約 3.1%と比べて少なくなっています。

資料）品川区 地域活動課（平成 29 年 2 月 1 日時点）

⁴駅周辺の人口は、旗の台駅を中心とした概ね半径 700mの円で囲まれたエリアに居住する各人口であり、小山 7 丁目、荏原 6、7 丁目、旗の台 1～6 丁目、中延 3～6 丁目、西中延 2、3 丁目の各統計人口を面積案分して算出したものである。

2 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区とは

バリアフリー法第25条において、区市町村は、移動等円滑化基本方針に基づき、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、基本構想を作成することができるとされており、重点整備地区を設定するにあたり、次に掲げる要件に該当することが求められます。

＜重点整備地区の要件＞

- ①「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（バリアフリー法第2条21号イ）
- ②「生活関連施設^{※5}及び生活関連経路^{※6}を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（バリアフリー法第2条21号ロ）
- ③「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（バリアフリー法第2条21号ハ）

(2) 旗の台駅周辺地区の選定理由

旗の台駅周辺地区を重点整備地区として選定する理由及び該当する要件は以下のとおりです。

選定理由1：区民の日常的な暮らしを支える拠点でもあり、2路線の鉄道が乗り入れている旗の台駅と、区内有数の医療施設や保育・教育施設、心身障害者福祉会館などが集積する住宅地が徒歩圏内に集約した地区であること。
(重点整備地区の要件①、②に該当)

旗の台駅は、東急電鉄（大井町線と池上線）2路線が交わり、交通結節点となっており、その乗降客数は約38,000人で特定旅客施設の要件である3,000人を大きく超えています。また、駅からの徒歩圏（およそ700m）に高齢者や障害者等がよく利用する施設が点在しており、周辺住民に対する道路・建築物などの整備効果が特に高いことが期待されます。

⁵ 生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。（バリアフリー法）

⁶ 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。（バリアフリー法）

選定理由2：だれもが安心して暮らしやすい住環境の整備をめざし、身近な生活圏を支える拠点として、区の地域生活拠点にも位置づけられている旗の台駅周辺において計画を策定することが、区内の総合的な都市機能の増進につながること。

（重点整備地区の要件③に該当）

平成25年2月に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」では、拠点形成に向け、開発規模や求められる機能の大きさ等から、5種類の拠点を設定しています。

旗の台駅周辺は、区民の日常的な暮らしを支える地域生活拠点に位置づけられており、より身近な生活圏として医療、福祉、教育等の生活サービス機能や地域コミュニティ機能の整備、特徴ある商店街の魅力向上、快適な歩行空間の整備等を図ることなどが掲げられています。

また、区内には旗の台駅周辺以外にも地域生活拠点は4地域存在するためそれら地域のバリアフリー化に向けたモデルケースとなることが想定され、今後の波及効果も見込まれます。

これらのことから、旗の台駅周辺において重点的にバリアフリー化を進める効果は大きいと期待されます。

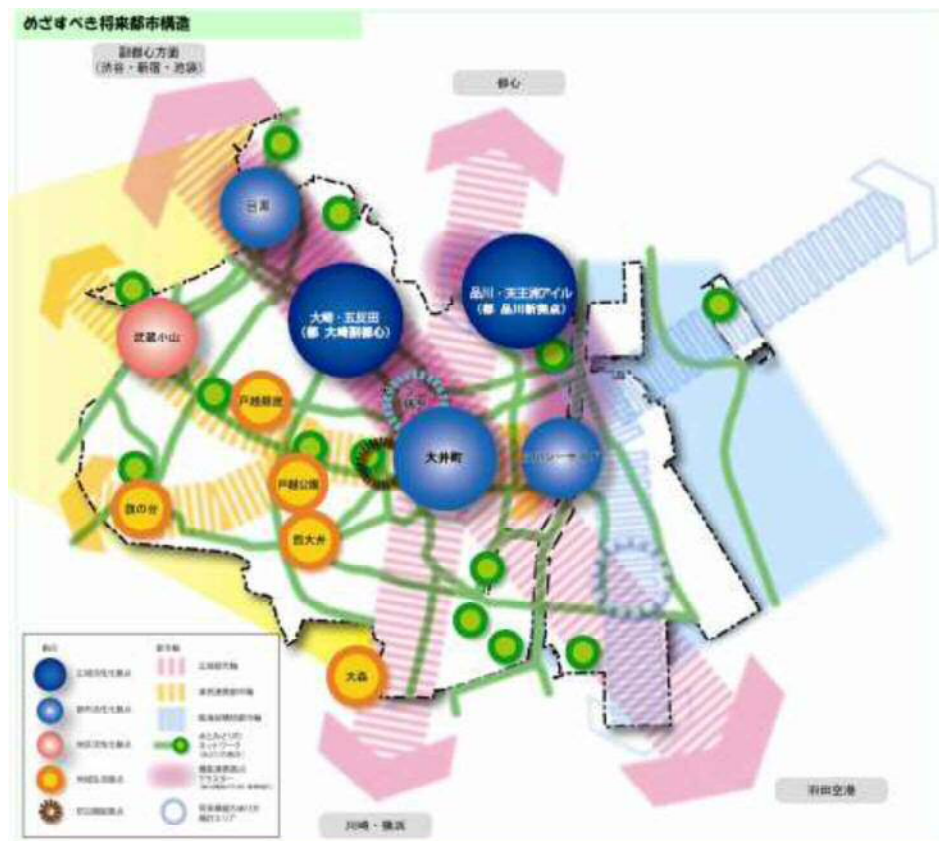


図 品川区まちづくりマスタープランにおける「めざすべき都市構造」

(3) 重点整備地区の設定

旗の台駅周辺地区について、以下の1) に示す設定の流れに沿って、具体的にバリアフリー化を進めていく生活関連施設・生活関連経路・地区の区域の設定を行います。

1) 設定の流れ

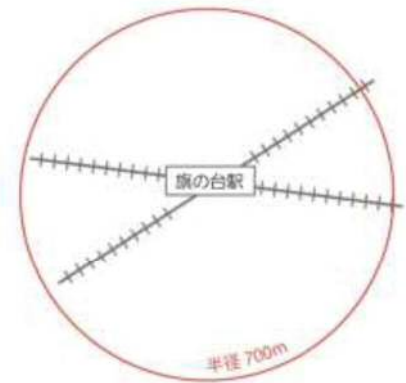
①検討範囲の設定

旗の台駅を中心とし、高齢者や障害者等がこれらの施設間を概ね10分以内に徒歩で移動できる範囲を考慮した、半径700mを目安に検討します。

ただし、重要度の高い施設等については、半径700mを超え半径1kmまでのものを含むものとします。

①検討範囲の設定

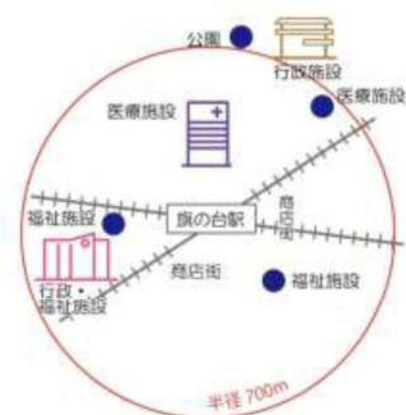
旗の台駅を中心とする半径 700m の範囲)



②生活関連施設の設定

検討範囲内で、不特定多数の人や相当数の高齢者・障害者等が日常生活または社会生活において利用する主要な施設を抽出し、施設規模のほか、近傍駅の駅勢圏も考慮し、対象駅からの回遊範囲についても留意して生活関連施設として設定します。

②生活関連施設の設定

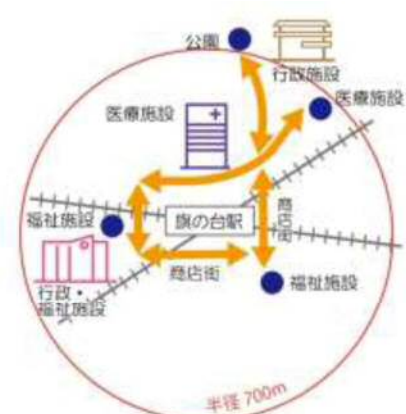


③生活関連経路の設定

②で抽出した生活関連施設と旗の台駅を結ぶ経路を生活関連経路として設定します。

生活関連施設相互の連絡動線である生活関連経路のバリアフリー化を進めることで、まちなかの移動のしやすさが高まります。

③生活関連経路の設定



④重点整備地区の区域の設定

設定した生活関連施設ならびに生活関連経路を含むエリアを、道路・丁町界・鉄道などのわかりやすい境界で区切り、重点整備地区の区域を設定します。

2) 生活関連施設の設定

①設定の考え方

以下に示す考え方をもとに、旗の台駅を中心とする徒歩の範囲（半径700mの円）を目安に施設候補を抽出し、回遊性（当該施設と他の生活関連施設間の移動）、対象者（不特定多数の利用、高齢者や障害者の利用の観点）、施設規模等から総合的に判断し、設定します。

分類など		設定の考え方
共通の基本的事項		相当数の高齢者、障害者等が利用する施設、常に不特定多数の人が利用する施設／移動等円滑化の実現性の高いもの、優先度の高いものを設定
施設分類	旅客施設	乗降客数の多い施設。移動等円滑化の促進に関する基本方針では乗降客数3,000人／日以上
	官公庁施設・公共施設	区役所、保健所、税務署、小中学校など、高齢者や障害者を含む不特定多数の区民が利用する施設
	医療・福祉施設	複数診療科目があり病床数の多い病院、多くの高齢者や障害者が利用する福祉施設、児童センター・保育園等の児童福祉法に基づく福祉施設
	商業施設等	バリアフリー法で新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられている施設規模2,000㎡以上のもの。宿泊施設は客室500室以上のもの。
	駐車場	バリアフリー法で新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられている面積500㎡以上で料金を徴収し、建築物でないもの。
	公園	面積2,000㎡以上かつ高齢者や障害者を含む不特定多数の区民が利用し、他の生活関連施設との回遊性が高い公園

②生活関連施設一覧

設定の考え方を踏まえ、生活関連施設を以下のように設定しました。

生活関連施設			概要
分類		名称	
旅客施設		旗の台駅	東急池上線、東急大井町線の乗り換え結節点 (1 日乗降客数 約 3 万 8 千人)
行政 施設	公共 施設	荏原第二地域センター・ 区民集会所	行政サービス対応及び周辺住民のための集会施設
		第二延山小学校	区立小学校。夜間・休日等一般開放している
		旗台小学校	区立小学校。夜間・休日等一般開放している
		清水台小学校	区立小学校。夜間・休日等一般開放している
		荏原第五中学校	区立中学校。夜間・休日等一般開放している
		旗の台文化センター	コミュニティづくりを進めていくための 文化施設 (2 ～ 3 階)
福祉 施設	公共 施設	旗の台児童センター	児童の健全育成を目的とした施設 (1 ～ 2 階)
		旗の台保育園	チャイルドステーションとして開放している (1 階)
		旗の台シルバーセンター	高齢者の交流等の施設
		心身障害者福祉会館・ 障害者生活支援センター	日常生活の支援、介護相談および情報の提供など
医療施設		昭和大学病院	29 の診療科と病床数 815 の旗の台駅周辺で最も大きい 病院
		昭和大学病院附属東病院	内科、精神科、眼科、皮膚科、麻酔科の診療科と病床数 199 の病院
公園		旗の台公園	約 754 m ² ※旗の台保育園等と併設されているため対象とした
		荏原南公園	約 3,327 m ²

3) 生活関連経路の設定

①設定の考え方

生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるように設定し、重点的・優先的にバリアフリー化をめざします。

②生活関連経路一覧

番号	管理区分	路線番号	都市計画道路名・愛称名等	所在地		
				区間	起点	終点
①	都道	2 号線	放射 2 号線 ・中原街道	昭和大学病院附属東病院前～昭和大学病院前～清水台小学校前～区道Ⅳ-113 交差点	西中延 2-14 先	旗の台 2-10 先
①	区道	幹線一級 5	補助 30 号線 ・立会道路	荏原南公園前～第二延山小学校前～昭和大学病院前～中原街道	荏原 6-16 先	旗の台 1-4 先
②	区道	Ⅳ-40	—	第二延山小学校北側～荏原第二地域センター南東角	荏原 6-16 先	旗の台 1-1 先
③	区道	Ⅳ-23	—	荏原第二地域センター南東角～荏原第二地域センター入口	荏原 6-17 先	荏原 6-18 先
④	区道	Ⅳ-43	—	昭和大学病院北東角～中原街道	旗の台 1-2 先	旗の台 1-3 先
⑤	区道	Ⅳ-113	—	中原街道～心身障害者福祉会館前～三間通り	旗の台 2-10 先	旗の台 5-2 先
⑥	区道	Ⅳ-117	—	中原街道～三間通り	旗の台 2-8 先	旗の台 5-7 先
⑦	区道	Ⅳ-98	三間通り	心身障害者福祉会館前～区道Ⅳ-101 交差点	旗の台 5-2 先	旗の台 4-7 先
⑧	区道	Ⅳ-124	—	三間通り～旗の台公園前～旗の台児童センター入口	旗の台 5-14 先	旗の台 5-19 先
⑨	区道	Ⅳ-128	—	旗の台公園前～旗の台保育園入口	旗の台 5-19 先	旗の台 5-18 先
⑩	区道	Ⅳ-121	—	三間通り～荏原第五中学校入口	旗の台 5-8 先	旗の台 5-11 先
⑪	区道	Ⅳ-119	—	三間通り～旗の台シルバーセンター北西角	旗の台 4-6 先	旗の台 4-7 先
⑫	区道	Ⅳ-101	—	旗の台シルバーセンター北西角～旗の台シルバーセンター入口	旗の台 4-6 先	旗の台 4-13 先

4) 重点整備地区の区域の設定

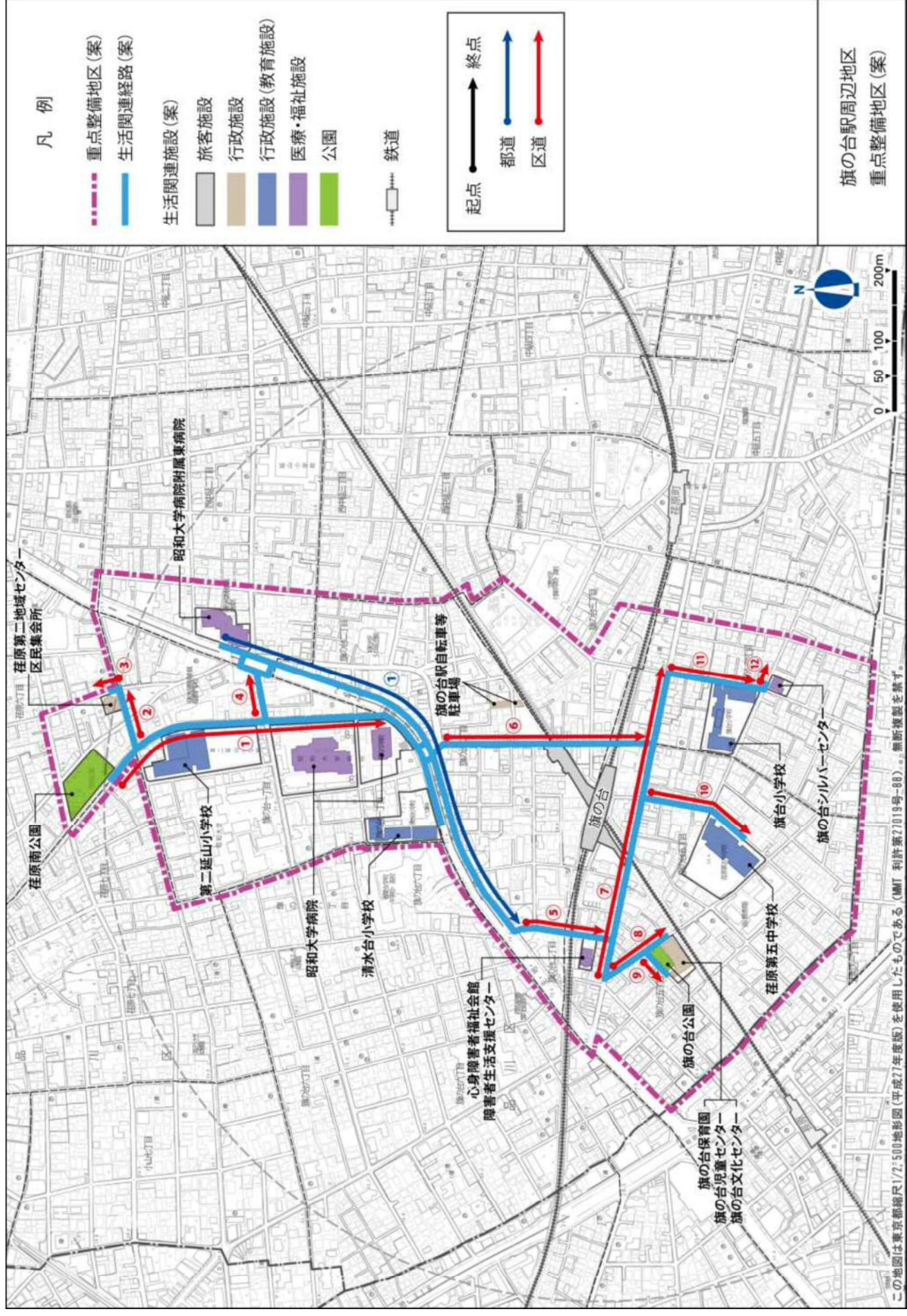
①設定の考え方

2) 及び 3) で設定した生活関連施設ならびに生活関連経路を含むエリアを、道路・町丁界・鉄道など境界が明確になるよう配慮し、重点整備地区の区域を設定します。

②重点整備地区の区域

重点整備地区の区域は、旗の台駅を中心とする約51haのエリアです。

設定した、生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の区域は次のページに示します。



3 重点整備地区のバリアフリー化の現状

重点整備地区におけるバリアフリー化の現状は、次のとおりです（平成28年3月末現在）。なお、現状を評価するにあたって、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「東京都福祉のまちづくり条例」の基準に則して判断しています。

（１）生活関連施設のバリアフリー化の現状

①鉄道駅

旗の台駅では、おおむねバリアフリー対応が完了しています。多機能トイレ（だれでもトイレ）※⁷や車いす対応エレベーターの設置などのバリアフリー化が進められています。

	多機能トイレ（だれでもトイレ）				エレベーター （※）	バリアフリー 導線の確保
	有無	オスト メイト	ベビー チェア	ベビー ベッド		
旗の台駅	○	○	○	○	○車	○



※「車」の表示は、車いす対応エレベーター
左：旗の台駅多機能トイレ（だれでもトイレ）
右：旗の台駅エレベーター

	改札口		券売機	精算機
	改札幅	音声案内		
南口	○	○	○	○
東口（北側）	○	×	×	○
東口（南側）	○	×	×	○

※基準（出入口から通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路が1以上確保）は満たす。



○：整備基準を満たす
×：整備基準を満たしていない
左：旗の台駅（南口）
右：旗の台駅（東口）

②都市公園

旗の台公園、荏原南公園では、トイレや水飲場などのバリアフリー整備が必要です。

	出入口		園路				トイレ		水飲場	備考
	幅員	段差	幅員	段差	縦断 勾配	横断 勾配	出入口の 幅員	構造	車いす対 応の構造	
旗の台公園	×	スロー プ対応	○	○	○	○	—	—	×	出入口 12%の勾配あり
荏原南公園	○	○	○	○	○	○	×	×	×	



○：整備基準を満たす
×：整備基準を満たしていない
左：旗の台公園出入口
右：荏原南公園トイレ

⁷ 多機能トイレ（だれでもトイレ）：高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、誰もが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレのこと。オストメイト（人工肛門や人工膀胱を利用している人）用の洗浄器や乳幼児のおむつ替え用のベビーベッドなどの機器を備えたものがある。だれでもトイレは東京都における多機能トイレの呼称。

③建築物

建築物は、バリアフリー化が進んでいない状況であり、旗の台文化センターや旗の台児童センター、旗台小学校、旗の台シルバーセンターは、出入口部の段差や上階への移動に課題が見られます。一方、トイレの高機能化（オストメイト※⁸、ベビーチェアやベビーベッドなど）に課題がある施設も見られます。

施設名称	道路からの接続（1以上の段差がない経路）	出入口等		昇降施設		トイレ				案内		駐車場	備考
		出入口や通路の幅の確保や段差の解消	出入口等必要箇所に点字ブロックを設置	エレベーターの設置	階段の手すりの設置	車いす対応トイレの設置	オストメイト対応トイレの設置	ベビーチェアの設置	ベビーベッド（オムツ替えスペース）の設置	案内設備・案内所の設置	施設内の案内板や案内標識の設置	車いす使用者専用駐車スペースの設置	
荏原第二地域センター	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	*施設内の点字ブロック上に障害物あり
第二延山小学校（※）	○	○	×	—	—	○	○	×	×	○	○	○	
旗台小学校（※）	×	×	×	—	—	○	×	×	×	○	○	×	
清水台小学校（※）	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	
荏原第五中学校（※）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
旗の台文化センター	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	*2階案内板障害物があり、一部見えない
旗の台児童センター	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	*1階案内板障害物があり、一部見えない
旗の台保育園（※）	×	×	×	—	—	×	×	×	×	○	×	×	
旗の台シルバーセンター	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	
心身障害福祉会館・障害者生活支援センター	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	*出入口点字ブロック老朽化している
昭和大学病院	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
昭和大学病院附属東病院	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	*点字ブロック一部途切れている（正面玄関口）

※学校及び保育園は、一般開放している箇所の現状を評価した。

○：基準を満たす

×

×：基準を満たしていない



荏原第二地域センター出入口



旗の台文化センター案内板



旗の台保育園出入口



旗の台シルバーセンター階段

⁸ オストメイト：直腸・膀胱などの機能障害により、人工肛門・人工膀胱を造設している人のこと。

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の現状

①各経路の現状

都道など一部の経路は歩道が設置されていますが、商店街を通る経路などは舗装の色により視覚的な歩車分離が行われています。歩行者の多い交差点においては、音響式信号機^{※9}が設置されている場所が見られますが、横断歩道にエスコートゾーン^{※10}が設置されていません。

注1) 区間名称は、P.15生活関連経路一覧の管理区分及び番号参照

注2) 本計画では視覚障害者誘導用ブロックを点字ブロックと表記

区間	主な課題等（基準に則して判断）
都道① 昭和大学病院附属東病院前～昭和大学病院前～清水台小学校前～区道Ⅳ-113 交差点	- 横断歩道のすりつけ勾配^{※11}がきつい - 路上駐輪があり、歩行の妨げになる - 縦断勾配^{※12}がきつい - 有効幅員が狭い
区道① 荏原南公園前～第二延山小学校前～昭和大学病院前～中原街道	- 横断歩道のすりつけ勾配がきつい - 横断勾配^{※13}がきつい
区道② 第二延山小学校北側～荏原第二地域センター南東角	有効幅員が狭い
区道③ 荏原第二地域センター南東角～荏原第二地域センター入口	特になし
区道④ 昭和大学病院北東角～中原街道	特になし
区道⑤ 中原街道～心身障害者福祉会館前～三間通り	- 縦断勾配がきつい - 点字ブロックの老朽化
区道⑥ 中原街道～三間通り	- 路上駐輪があり、歩行の妨げになる - 歩道に店看板がある為、歩行の妨げになる
区道⑦ 心身障害者福祉会館前～区道Ⅳ-101 交差点	- 路上駐輪があり、歩行の妨げになる - 点字ブロック付近に店看板がある為、歩行の妨げになる - 路上駐車がおり、歩行の妨げになる
区道⑧ 三間通り～旗の台公園前～旗の台児童センター入口	特になし
区道⑨ 旗の台公園前～旗の台保育園入口	特になし
区道⑩ 三間通り～荏原第五中学校入口	縦断勾配がきつい
区道⑪ 三間通り～旗の台シルバーセンター北西角	歩道に店看板がある為、歩行の妨げになる
区道⑫ 旗の台シルバーセンター北西角～旗の台シルバーセンター入口	特になし



左から：横断歩道のすりつけ勾配がきつい、路上駐輪、縦断勾配がきつい、点字ブロック付近に店看板

⁹ 音響式信号機：歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。

¹⁰ エスコートゾーン：横断歩道の中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ（突起帯）を敷設した設備で、視覚障害者の道路横断を支援するもの。

¹¹ すりつけ勾配：横断歩道接続部における歩道すりつけ区間の勾配のこと。

¹² 縦断勾配：歩道の進行方向の勾配のこと。

¹³ 横断勾配：歩道を横切る方向の勾配のこと。

(3) まち歩き点検調査から見たバリアフリー化の現状

本計画に、障害者・高齢者をはじめとする区民の方たちの意見を反映させるため、生活関連施設及び生活関連経路を対象に、区民の方たちによるまち歩き点検調査を実施し、バリアフリー化の問題点や課題について意見交換を行いました。

■実施概要

第1回 (当事者参加)	日 時：平成28年10月3日（月）13:15～17:00 参加者：協議会委員、障害者団体、高齢者団体、町会 計21名 (2班体制で2ルートに分けて実施)
	
第2回 (事業者参加)	日 時：平成28年10月12日（水）13:15～16:30 参加者：東京都、警視庁、区職員等 計11名 (1班体制で実施)
	

※第1回まち歩き(当事者参加)では、上記のルートをもとに2つのルートに分け、2班体制で実施しました。



■主な意見

【鉄道駅】

指摘箇所	指摘事項
旗の台駅 (南口)	- 南口改札外の視覚障害者誘導用ブロックは1方向でよいのではない - トイレの案内板に音声案内を付けてほしい - トイレにベビーチェアやベビーベッドがあつてよい 
旗の台駅 (東口)	- 池上線のホームに心身障害者福祉会館への案内を設置してほしい - 東口(蒲田方面)の階段手すりの先に照明柱があるため、手すりの位置を変えてほしい 

【建築物】

指摘箇所	指摘事項
心身障害者福祉会館	排水溝のグレーチングの目が粗い、細かいものに変えてほしい 
旗の台文化センター 旗の台児童センター	- スロープの幅が狭い - 階段に二段手すり、点状ブロックがある - 段鼻も黄色で視認しやすい - エレベーターが無い - 児童センター出入口のスロープの勾配がきつい、出入口の幅が狭い 
旗の台シルバーセンター	- スロープが喫煙所で狭くなっている - スロープの勾配がきつい - 玄関に段差(15cm)がある - 施設内は段差がなく、フラット - 施設内の廊下は両側に手すりがある 
荏原第二地域センター	- 正面の出入口に入るには段があるため、横にあるスロープを使うようにサインがほしい - 受付まで視覚障害者誘導用ブロックが連続している - エレベーターには視覚障害者誘導用ブロックは敷設されていない - 車いすで記載する記載台がない 

指摘箇所	指摘事項
昭和大学病院 (入院棟)	入口への階段がおりにくい
昭和大学病院 (外来棟)	- 敷地内から視覚障害者誘導用ブロックが途切れずに敷設されている - 自動ドアの間に、視覚障害者誘導用ブロック上にマットが敷かれている - 視覚障害者誘導用ブロックがタイルと同色で見にくい - ロータリーに段差がない - サインが大きく見やすい - 出入口のスロープやエントランスは使いやすい  
昭和大学病院附属 東病院	- スロープに二段手すりが設置されている - 視覚障害者誘導用ブロックが部分的にしかない - 視覚障害者誘導用ブロックの上にマットが敷かれている - 受付が自動化されて、車いすでは見えにくく、使い方が分からない - 入って右の自動ドアの幅が 90cm しかない - エレベーターのドア幅が 80cm しかない   

【公園】

指摘箇所	指摘事項
旗の台公園	• 階段の手すりが片側にしかない • 階段と道路の間に段差があるが点状ブロック等の目印がない • 階段と道路の間の段差には手すりがない • 出入口の車止めの間隔が狭く、車いすは通行できない 
荏原南公園	• 公園の西側の出入口の幅が狭く車いすが通りにくい（80cm 程度） • 東側の出入り口は通行しやすい • トイレに行くスロープの傾斜が 12%あるところがある • トイレが和式のみで、出入口が 85cm • 椅子が腐食している 

第3章 重点整備地区の整備方針

生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化の現状を踏まえ、基本目標である「すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」に向け、以下の整備方針を掲げます。

今後、旗の台駅周辺地区において、バリアフリー化の整備を進める際には、各整備方針に基づき、事業の実施主体となる者が、特定事業計画の作成などによって推進していきます。

1 整備方針

(1) 生活関連施設の整備方針

①公共交通

【鉄道】

- ◆旗の台駅については、今後、誘導案内設備の整備など、さらなるバリアフリー化を図ります。

②都市公園

- ◆旗の台公園と荏原南公園にあるトイレや水飲場の改善など、より一層のバリアフリー化を進めます。

③建築物

【公共建築物】

- ◆移動等円滑化基準を満たしていない施設のバリアフリー化を優先的に進めます。
- ◆移動等円滑化基準を満たしている施設においても、道路や駐車場から施設内までの経路の使いやすさの向上、スロープの勾配の改善、だれでもトイレの整備、バリアフリー経路及びエレベーター、トイレ、駐車場などのわかりやすい案内表示の設置、外国人などの利用者に配慮した案内表示の設置、エレベーター等への聴覚障害者に対する緊急時の情報提供設備（かご内の電光表示やモニター）など、だれもが安心して利用できる施設整備に努めます。

（２）生活関連経路の整備方針

①道路

- ◆歩道の有効幅員の確保、段差や勾配の解消、点字ブロックの設置など、移動等円滑化のための道路の構造に関する基準を定める省令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定）ならびに東京都福祉のまちづくり条例に基づく基準に沿った整備を実施します。
- ◆歩道がない経路においては、路側帯^{*14}のカラー化、点字ブロックの設置推進など、高齢者や障害者の視点に立った歩行空間の確保に努めます。
- ◆点字ブロックを設置する際には、連続性や利用者の動線、視認性などに配慮し、視覚障害者の円滑な移動の確保に努めます。
- ◆点字ブロック等が老朽化し、本来の機能を十分に果たせない状況も見られるため、バリアフリーに配慮した設備の維持管理を行います。
- ◆歩道上の占有物への指導強化、放置自転車対策等の推進により、既存空間の最大限の活用を図り、安全な歩行空間の確保に努めます。

②交通安全施設

- ◆必要に応じた横断歩道へのエスコートゾーンの整備、音響式信号機の設置推進、道路標識の高輝度化及び違法駐車取締りなどにより、高齢者や障害者等の安全で快適な移動支援に向けた整備を進めます。

（３）心のバリアフリーの取組方針

- ◆「おたがいさま運動」での取り組みなど、バリアフリーに関する啓発や理解促進のためのイベント開催、研修の実施、ホームページ等による情報発信などにより、区民の理解促進を図ります。
- ◆バリアフリーに関するパンフレットの配布や体験イベントの実施など、区内小学校との連携による心のバリアフリー教育を進めます。
- ◆区職員等の接遇・介助に関する知識や技術の向上を図る研修の実施を進めます。
- ◆自転車利用マナー向上に関する広報・啓発活動の推進など、高齢者や障害者をはじめ、だれもが安全で快適に移動できる空間を確保するための取り組みを進めます。

¹⁴ 路側帯：歩道がない道路で、歩行者の安全のため、路端寄りに道路標示（白い実線）によって区画された帯状の部分のこと。道路交通法により定められており、自動車等は路側帯に進入して通行してはならない。

2 目標年次

計画の推進にあたっては、短期・中期・長期と期間を定め、取り組みの段階的な発展をめざします。短期・中期・長期のおおよその目標年次とそこまでに達成すべき取組内容は下記のとおりです。

また、本計画に定めたバリアフリー化の取り組みは、スパイラルアップの考え方に基づき、随時点検・見直しを行いながら継続的に進めます。

目標年次と達成すべき取組内容

短期（3年後まで）：2017年度～2019年度（平成29年度～平成31年度）

早急に解決すべき問題に対して、道路や建築物等のバリアフリー化を進め、人々が安全にまちなかを回遊できるまちづくりをめざします。

中期（5年後まで）：2020年度～2021年度（平成32年度～平成33年度）

すぐには取り組むことが困難な問題の解決を図り、一体的・重点的なバリアフリー化の完了をめざします。

また、平成32年は、東京オリンピック・パラリンピック開催年でもあるため、重要施設の周辺等におけるサイン整備や区内全域における心のバリアフリーを進め、外国からの来訪者や品川区に土地勘のない人でも安心してまちなかを回遊できるまちづくりをめざします。

なお、東京都の示す「2020年の東京」では、東京を2020年には現状の2.2倍近くの年間1,500万人の外国人旅行者が訪れる世界有数の観光都市とすることが目標として掲げられています。

長期（中期以降）：2022年度（平成34年度）～

さらなるバリアフリー化をめざすにあたり、現状での位置づけが難しく、長期的な検討を要する事業や、中期から検討を行い、その後の実現をめざす事業などを整理することで、バリアフリー推進の継続的発展をめざします。

3 特定事業とその他の事業

重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、各主体が取り組むべき特定事業^{※15}を次のとおり定めます。ここに定めた特定事業については、今後、各実施者が特定事業計画を作成し、その事業計画に基づく事業の実施が求められます。

なお、特定事業の実施時期については、基本的には短期で実施することを目標としますが、事業調整や調査等に時間を要するものや事業期間が長期にわたるものもあるため、実施予定時期を短期・中期・長期に分けて記載し、その実現を図ります。

※特定事業の実施予定時期は、下記のバーにより示します。

■：整備等の具体化に向け、関係機関との協議・調整や検討を進めていく事業

■：整備等を実施する事業

(1) 公共交通特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H29～31年度	中期 H32～33年度	長期 H34年度以降
旗の台駅	東急電鉄	触知案内板や音声案内設置の検討	■		
		券売機に蹴込み整備の検討(※図1)	■		
		トイレの音声案内の設置の検討	■		
		大井町線ホームに可動式ホーム柵を設置	■		

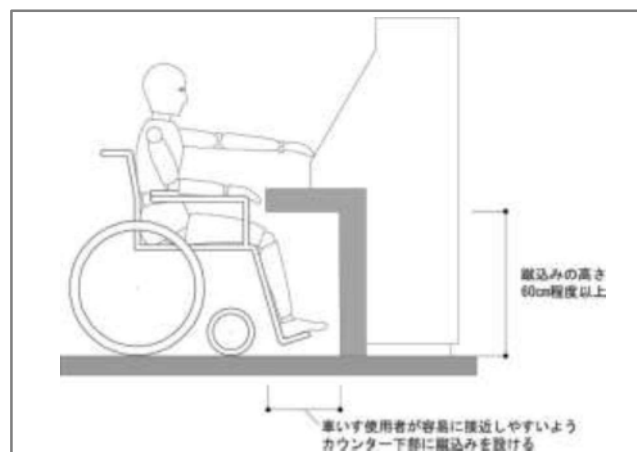


図1 券売機の蹴込みの例

出典) パリアフリー整備ガイドライン旅客施設編(国土交通省)

¹⁵ 特定事業：パリアフリー基本構想(品川区ではパリアフリー計画)において記載する必要がある、重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化のために実施すべき事業。特定事業には、公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業の6種類があり、基本構想に特定事業を定めると、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

(2) 道路特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H29～31年度	中期 H32～33年度	長期 H34年度以降
都道①	都	横断歩道へのすりつけ勾配の改善 (※図2)			
		点字ブロックの整備			
		歩道の縦断勾配の改善 (※図2)			
		歩道の整備(看板等の撤去)			
区道①	区	歩道の横断勾配の改善 (※図2)			
		点字ブロックの改善・整備			
区道⑤	区	点字ブロックの補修			
区道⑥	区	点字ブロックの整備			

注) 対象経路の名称及び位置等は、P.15 の表又は P.16 の図を参照

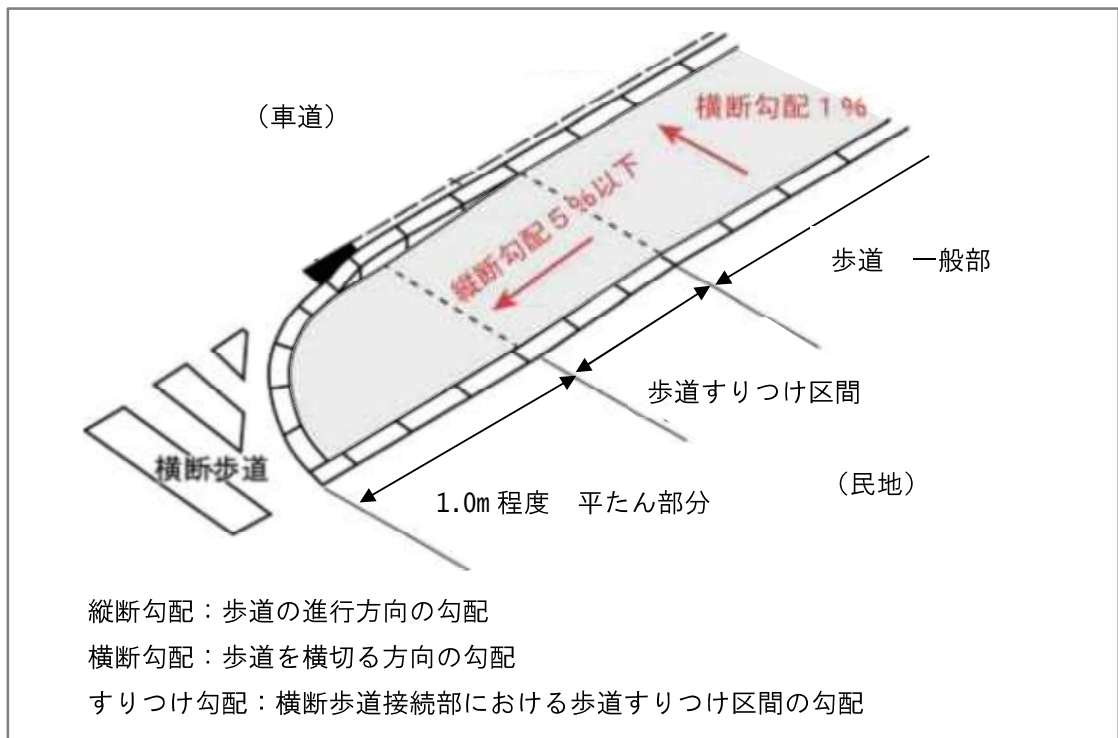


図2 歩道の勾配

出典) 東京都道路バリアフリー推進計画(東京都)

(3) 都市公園特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H29～31年度	中期 H32～33年度	長期 H34年度以降
旗の台公園	区	出入口部の有効幅員の確保			
		出入口部のスロープの改善			
		野外卓・ベンチの改善			
		水飲場の改善			
		階段部に手すりの設置			
		階段部の段鼻の視認性の改善 (※図3)			
荏原南公園	区	西側出入口部の通行空間の確保			
		園路の歩行空間の確保			
		野外卓・ベンチの改善			
		水飲場の改善			
		だれでもトイレの整備			
		主要な園路のバリアフリー化			

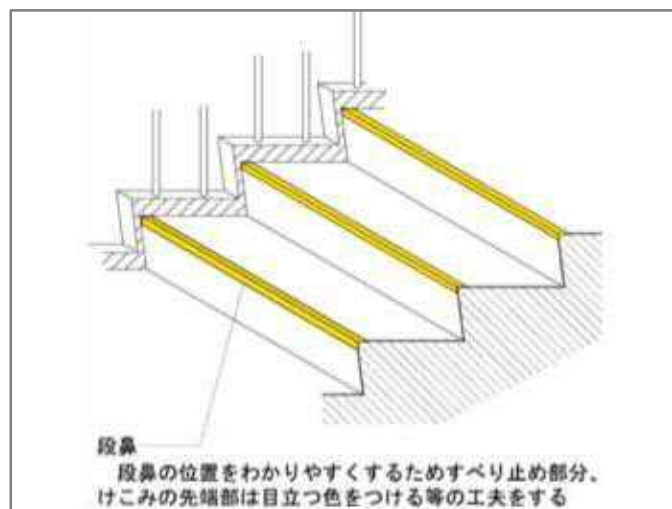


図3 階段の段鼻の例

出典) 東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル(東京都)

(4) 建築物特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H29～31年度	中期 H32～33年度	長期 H34年度以降
荏原第二地域センター・区民集会所	区	通路の歩行空間の確保			
		エレベーターの音声案内の整備			
		バリアフリールートの改善			
		車いす使用者用駐車場の設置			
		だれでもトイレの高機能化(※図4)			
		案内板に点字を設置			
第二延山小学校	区	道路に接する部分の点字ブロックの整備			
		だれでもトイレの高機能化(※図4)			
旗台小学校	区	敷地出入口部から施設までのバリアフリー動線を確保するための整備			
旗の台文化センター	区	敷地出入口部のスロープの有効幅の確保			
		施設に入る為の昇降施設の整備			
		施設出入口部の段差の解消			
		居室出入口部の段差の解消			
		道路に接する部分の点字ブロックの整備			



図4 だれでもトイレの例

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H29～31年度	中期 H32～33年度	長期 H34年度以降
旗の台児童センター	区	1階施設出入口部の有効幅の確保及びスロープ勾配の改善			
		地下1階施設出入口部のスロープ勾配の改善			
		施設内の昇降施設の整備			
		1階施設出入口部の段差の解消			
		階段の上下端部の点字ブロックの整備			
旗の台保育園	区	道路に接する部分の点字ブロックの整備			
		トイレ出入口部の段差の改善			
旗の台シルバーセンター	区	居室出入口部のスロープ勾配の改善			
		だれでもトイレの設置（※図4）			
		施設内の昇降施設の整備			
		道路に接する部分の点字ブロックの整備			
		階段の上下端部の点字ブロックの整備			
心身障害者福祉会館・障害者生活支援センター	区	敷地出入口部のグレーチングの改善（※図5）			

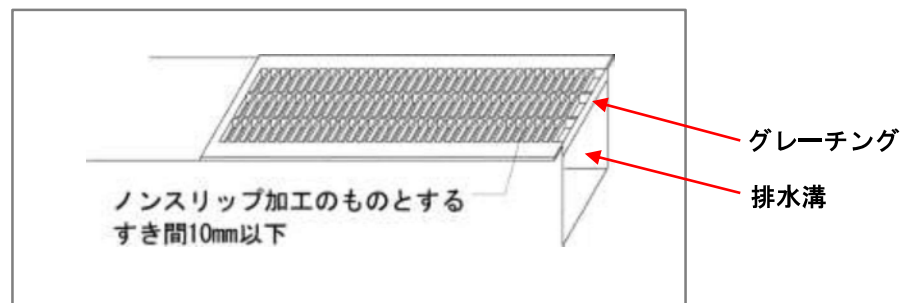


図5 グレーチングの例

出典）東京都福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル（東京都）

(5) 交通安全特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H29～31年度	中期 H32～33年度	長期 H34年度以降
都道① 区道①～⑫	東京都 公安委員会	違法駐車車両の指導取締り等	継続		
		バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備	順次		
		エスコートゾーンの整備 （※図6）	必要に応じ実施		

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

注）対象経路の名称及び位置等は、P.15の表又はP.16の図を参照



エスコートゾーン

図6 エスコートゾーンの例

(6) その他の事業

対象 施設・経路	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H29～31年度	中期 H32～33年度	長期 H34年度以降
重点整備地区 区域内	区・都	放置自転車対策の強化	継続		
		自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	継続		
生活関連経路	区・都・商店街	看板や商品等の道路上へのはみ出しへの指導	継続		
区道⑦	区	旗の台シルバーセンターへの案内板の設置			

注）対象経路の名称及び位置等は、P.15の表又はP.16の図を参照

4 ソフト施策

「3 特定事業とその他の事業」で示したハード整備の整備効果を高めるとともに、「おたがいさま運動」をはじめとしたソフト施策を設定し、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進します。



図 「おたがいさま運動」

出典) みんなで進めよう! 「おたがいさま運動」(品川区 福祉部 福祉計画課)

(1) 人材育成と啓発活動の推進

①ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座の推進

区では、区民・事業者・区職員を対象に平成22年度から継続して、「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」における取り組みとして、ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座を開催しています。ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する基本的な知識とともに、車いすやアイマスクの体験等を通して互いに思いやり支えあうことの大切さを感じることができるものであると、参加者からも好評を得ています。

今後も、こうした学び、感じる場を通じてさまざまな世代や団体に対して正しい理解の浸透を図り、区全体で心のバリアフリーを進めます。



図 「おたがいさま運動」の例

出典) みんなで進めよう! 「おたがいさま運動」(品川区 福祉部 福祉計画課)

②人材育成の推進

公共交通事業者や商業施設、団体の中には、サービス介助士やガイドヘルパー等の資格取得、バリアフリーや介助等に関する研修などを継続的に実施しているところがあります。また、障害者との意見交換や交流の機会を設けることで相互理解のできる人材を育成している団体もあります。

だれもが安全・安心して快適に移動やさまざまな活動が行えるよう、区は事業者などを中心に、引き続き、人材育成の取り組みの輪を広げる働きかけを進めます。

（２）地域が一体となったマナーの向上

①放置自転車対策の推進

区では、高齢者や障害者等の安全な通行を確保するため、自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去、放置防止啓発活動の３つの対策をこれまで継続的に実施し、その結果、平成27年度の放置自転車等の撤去台数は５年間前と比較して280台減の172台になりました。

放置自転車の解消には、区だけではなく、飲食店や銀行、集合住宅といった駐輪場が必要な施設の管理者としての取り組みや利用者のマナー向上など、地域が一体となった取り組みが必要です。

今後も、区は放置自転車等の撤去など３つの対策を引き続き実施するとともに、旗の台駅周辺などを中心とした放置自転車対策を地域の方と連携して実施していきます。

②道路の不正使用対策の推進

旗の台駅周辺地区において、安全で快適な歩行空間を確保するためには、立て看板や商品等の道路へのはみ出しなど、道路の不正使用の防止を強化する必要があります。

そのためには、道路パトロールを強化するとともに、必要に応じて警察や商店街等と連携し、啓発活動や是正指導を実施していきます。

（３）商店街における「おもてなしサービス」の取り組みの推進

身近な暮らしの場である商店街において、小規模な店舗やコンビニエンスストアなども、だれもが安心して利用できることが必要です。建物のバリアの多くは、サービスやさりげない配慮で補うことが可能であり、多様なお客様の立場で考える「おもてなしの気持ち」が買物や食事を楽しめる環境を広げ、商店街の活性化につながります。

そのため、商店街において、障害のある方と一緒に買物や食事をしてどの場面でどのような対応が望まれているのかを体験する研修会の実施や、商店街の「おもてなしのチェックリスト」の作成など、だれにでもおもてなしの気持ちを持ってサービスできる商店街にする取り組みを進めます。

当店のサービス

- ☐ 店内は車いすで買物が可能です。
- ☐ 店員が買物のお手伝いをします。
- ☐ 店員が筆談します。
- ☐ 「だれでもトイレ」のご案内をします。
- ☐ 車いす使用者用駐車施設のご案内をします。
- ☐ 独自のサービス（ ）

図 おもてなしサービスのチェックリストの例

出典)「みんながまた来たくなるお店づくり～だれにでもおもてなしのサービスを～」

(東京都福祉保健局省 生活福祉部 地域福祉推進課)

（４）バリアフリーに関する情報の提供

旗の台駅周辺地区におけるまちなかの移動・回遊の利便性を向上するためには、来訪者にわかりやすい情報提供が不可欠です。車いす利用者、乳幼児連れの方、高齢者、その他障害をお持ちの方などにとっては、トイレやエレベーターなどのバリアフリーに関する情報は非常に重要です。

来訪者が街なかを円滑かつ快適に移動できるよう、区では、ホームページを活用したバリアフリーマップなど、旗の台駅周辺におけるバリアフリーに関する情報提供について検討を進めます。

（５）その他の取り組み

①移動に配慮を必要とする人への理解促進

障害者をはじめ、移動に配慮を必要とする人の特性等を正しく理解することこそが、心のバリアフリーを推進する第一歩となります。

例えば、身体障害者補助犬法により認められている、公共施設や公共交通機関、飲食店、商業施設、病院などへの補助犬同伴の認知度の向上や「ほじょ犬マーク」の普及啓発などをはじめとした、移動に配慮を必要とする人への理解促進を進めます。

「ほじょ犬マーク」以外にも、公共施設や公共交通機関などで見かけるバリアフリーに関するサインやマーク（次ページにその一部を掲載）には、それぞれ意味があり、より多くの人が理解することが重要であるため、これらの区民への普及・啓発に努めます。

また、区では、外出時に何らかの支援が必要なときに周囲の方にご提示いただく「ヘルプカード」を配布し、その活用により、区民への障害理解を図ります。

ヘルプカードは、障害者や生活するうえで支援を必要とする方に区が配布しているカードです。必要な支援や緊急連絡先などが書かれています。支援を求められたときには手助けをお願いします。



図 品川区のヘルプカード

②バリアフリーへの取組気運の醸成

区・区民・事業者が一体となりバリアフリー化を推進するためには、全体での取組気運を醸成することが重要になります。

そこで、区では、区民や事業者の方たちの取組意欲を喚起するような仕組みや支援の検討・具体化を進めます。

しょうがいしゃ こくさい

障害者のための国際シンボルマーク



しょうがい 障害のある方にとって、
りよう 利用しやすい建築物や公共
ゆそうきかん 輸送機関であることを表
す、せかいきょうつう 世界共通のマークです。
くるま 車いす利用の方だけでなく、
しょうがい 障害のあるすべての方
のためのマークです。

もうじん こくさい

盲人のための国際シンボルマーク



しかくしょうがいしゃ あんぜん
視覚障害者の安全やバリアフリ
ーを考慮した建物、設備、機器な
どにつけられている、せかいきょうつう 世界共通
のマークです。しんごう おんせいあんない
信号や音声案内
そうち こくさいてんじゅうびんぶつ しよせき
装置、国際点字郵便物、書籍、
いんさつぶつ 印刷物などに使用されています。

ちょうかくしょうがいしゃ

聴覚障害者シンボルマーク



ちょうかくしょうがいしゃ しめ せかいきょうつう
聴覚障害者を示す世界共通の
シンボルマーク。みみ ふじゆう ひと
耳の不自由な人
が通訳などのサービスを受けら
れる場所で使われています。



こちらはちょうかく しょうがい
しめ
とを示し、コミュニケーションへ
のはいりよ ちと
配慮を求めるマークです。
じちたい びやういん ぎんこう ちょうかく
自治体、病院、銀行などで、聴覚
しょうがい 障害のある方へのえんじょ
援助ができる
ことを示すマークとしても使用
されています。

じどうしゃ うんてんしゃ ひょうじ ひょうしき

自動車の運転者が表示する標識



しんたいしょうがいしゃひょうしき
身体障害者標識



ちょうかくしょうがいしゃひょうしき
聴覚障害者標識



こうれいうんてんしゃひょうしき
高齢運転者標識

しょうがい ひと こうれいしゃ くるま うんてん
障害のある人や高齢者が車
を運転
するとき、車に表示するマークです。

けん しんたいしょうがいしゃほじょけん

ほじょ犬（身体障害者補助犬）マーク



しんたいしょうがいしゃほじょけん さん
身体障害者補助犬法で定
められた補助犬（盲導犬、
かいじょけん ちやうどうけん う い
介助犬、聴導犬）を受け入
れる目印となるマークで
す。ふとくでいたすう かた
不特定多数の方が利用
する施設（デパートや
いんしょくてん ほじょけん
飲食店など）では、補助犬
の受け入れが義務付けられ
ています。

オストメイトマーク



オストメイト（じんこうこうもん
じんこうぼうこう ほゆう かた
人口膀胱を保有する方）を
示すシンボルマークです。
オストメイト対応のトイレ
など、せつび しめ
等の設備があることを示す
ばあい しょう
場合などに使用されていま
す。

ハート・プラスマーク



からだないぶ しょうがい かた
身体内部に障害がある方
を表すマークです。しんぞう
あらわ じんぞう
心臓や
腎臓などの内部障害や
ないぞうしっかん がいけん
内臓疾患は外見からわかり
にくいいため、視覚的に示す
しくてき しめ
ことで、理解と協力を広
げるために作られたマーク
です。

マタニティマーク



マタニティマークは、
にんさんぶ かた
妊産婦の方であることを
まわり かた し
周りの方に知らせるマーク
です。このマークによって
にんさんぶ たい おち
妊産婦に対する思いやりと
こころづか ちと
心遣いを求めています。

図 バリアフリーのサインやマーク

出典) 障害者に関するシンボルマーク (品川区)

「心のバリアフリー」ガイドブック (国土交通省 関東運輸局)

5 事業等の推進に向けて

本計画に基づいて進められる事業等の実効性を確保するため、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検・検証）」「Act（改善）」のPDCAサイクルによる進行管理を行い、バリアフリー化に向けた取り組みを段階的かつ継続的に発展（スパイラルアップ）させることで、本計画に定めた基本目標である「すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」をめざします。

個別の事業の実施（Do）にあたっては、その設計や施工段階において、可能な限り利用者となる区民の参加を得ながら検討を進めることで、利用実態に即した整備に努めます。

事業等の点検・検証（Check）にあたっては、区民や関係事業者、関係行政機関等で構成される「品川区やさしいまちづくり推進協議会」を活用し、事業の進捗管理を行います。

点検・検証（Check）の結果をうけ、必要な事業の改善・追加等（Act・Plan）を行いながら、継続的・発展的なバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン社会を構築します。

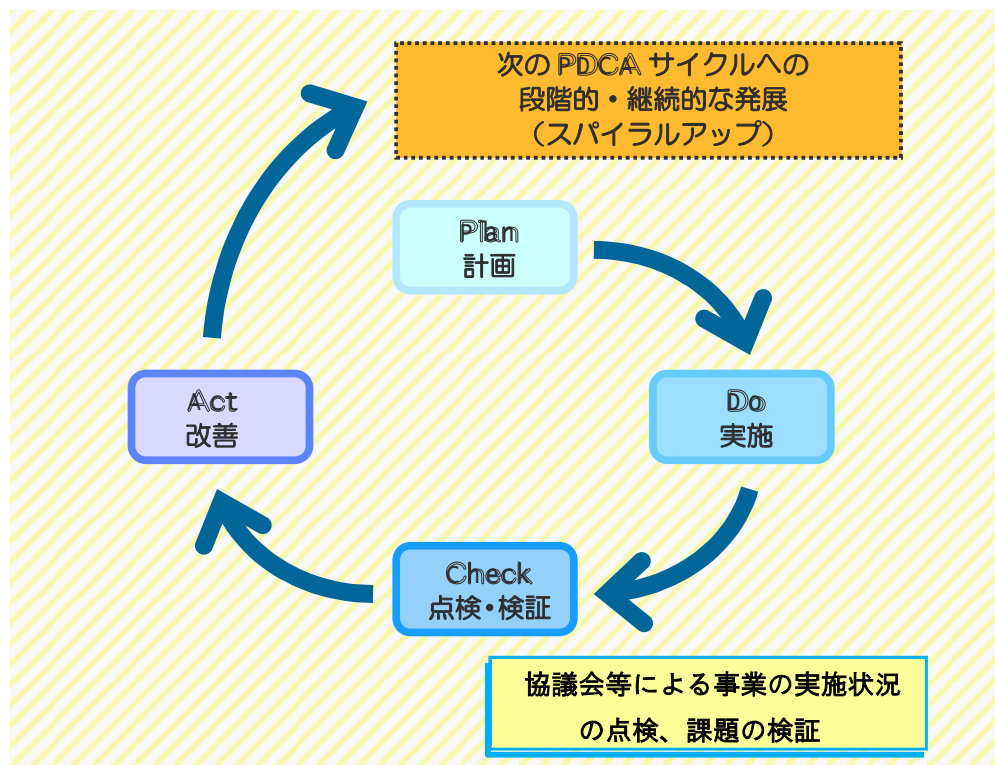


図 PDCA サイクルによるスパイラルアップのイメージ

また、本計画を推進するためには、次ページの図に示すように、区や特定事業の事業主体をはじめとした、区民（区民団体を含む）や事業者、関係行政機関等がお互いに連携・協働していくことが必要になります。

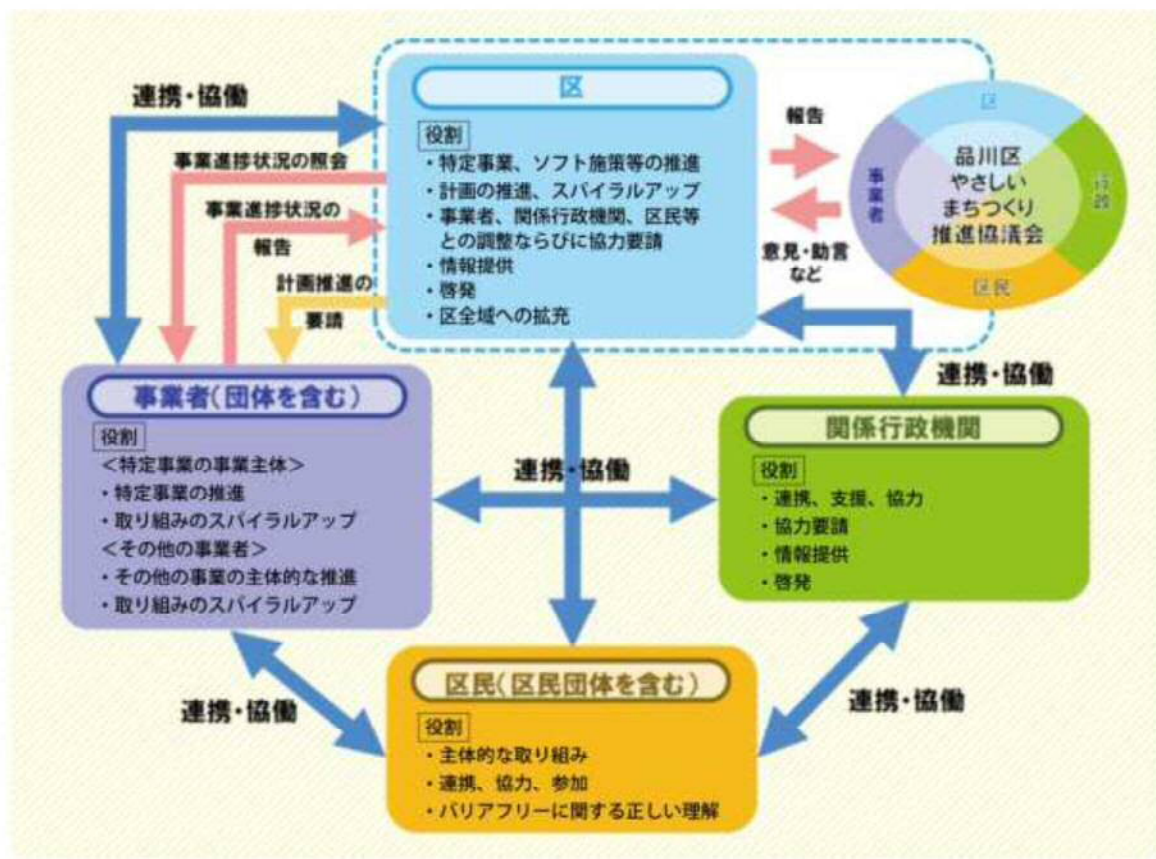


図 推進体制のイメージ

品川区 旗の台駅周辺地区バリアフリー計画

平成29年7月

品川区 都市環境部 都市計画課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03(5742)6760